

○高齢者講習運用要領の制定について(通達)

(平成 29 年 2 月 27 日岡運免第 78 号警察本部長例規)

改正 令和元年 11 月 29 日岡交企第 540 号、岡指第 513 号、岡規第 498 号、岡運免 令和 4 年 6 月 2 日岡運  
第 657 号、岡運管第 139 号、岡務第 868 号 免第 369 号

各部長  
首席監察官  
総務統括官  
各所属長

道路交通法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 40 号)の施行により、高齢者講習が従前より高度化又は合理化されること等に鑑み、別添のとおり高齢者講習運用要領を制定し、平成 29 年 3 月 12 日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、高齢者講習実施要領の制定について(通達)(平成 10 年 9 月 22 日岡運教第 106 号。以下「旧通達」という。)は、廃止する。ただし、運転免許証の更新期間の満了する日が平成 29 年 9 月 11 日以前である者に対する高齢者講習については、この通達にかかわらず、旧通達により運用することとする。

別添

高齢者講習運用要領

第 1 趣旨

この要領は、高齢者講習の運用に関する規程(平成 29 年岡山県公安委員会規程第 2 号。以下「規程」という。)第 7 条の規定に基づき、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に掲げる講習(以下「講習」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 準拠

講習の実施については、法、道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号。以下「政令」という。)、道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「規則」という。)その他関係法令に定めがあるもののほか、この要領に定めるところによる。

第 3 用語の定義

この要領において次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 特定失効者等

法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する特定失効者又は同項第 5 号に規定する特定取消処分者のうち、法第 89 条第 1 項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が 70 歳以上の者をいう。

2 認知機能検査

法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ、第 101 条の 4 第 2 項及び第 101 条の 7 第 1 項の規定による認知機能検査をいう。

### 3 臨時高齢者講習

法第 101 条の 7 第 3 項の規定により認知機能検査を受けた者が、当該認知機能検査の結果、その者が当該認知機能検査を受けた日前の直近において受けた認知機能検査の結果その他の事情を勘案して、認知機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があるものとして規則第 29 条の 2 の 6 第 1 項各号に該当するときに行う講習をいう。

### 4 講習指導員

講習における指導に従事する者をいう。

### 5 講習機関

岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)から、講習の委託を受けた者をいう。

## 第 4 講習の実施体制

講習業務の適正な運営を図るため、交通部運転免許課長(以下「運転免許課長」という。)を運用責任者として、次に掲げる事項を行わせるものとする。

- 1 関係所属及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 2 講習用教材の開発及び講習内容の改善に関すること。
- 3 講習の実施及び実施結果の総括に関すること。
- 4 講習機関の指導監督に関すること。
- 5 その他講習業務の運営に関すること。

## 第 5 講習施設

講習の実施に当たっては、所要の受講者を収容できる視聴覚教材を備えた教室、所要の運転適性検査器材を備えた施設、コース等を整備するなどして講習の実施に必要な施設を確保し、受講者は 70 歳以上の高齢者であることを踏まえ、受講者が教室等の間を移動する距離が可能な限り短くなるようにするとともに、受講者の移動が容易となるよう施設のバリアフリー化に配慮をするものとする。

## 第 6 講習用教材

規則第 38 条第 12 項第 2 号に定める教材については、次に掲げるところにより整備するものとする。

### 1 教本及び視聴覚教材等

教本及び視聴覚教材等は、講習にふさわしい教本、岡山県の交通実態に関する資料並びに危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材等を整備すること。

### 2 普通自動車

自動車等の運転について必要な適性に関する調査で、コース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導(以下「実車による指導」という。)ができるよう、所要の普通自動車を必要数整備すること。

なお、当該普通自動車については、マニュアル式又はオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したものとすること。

### 3 運転適性検査器材

運転適性検査器材は、次に掲げるものを整備すること。

- (1) 動体視力の変化を測定する動体視力検査器
- (2) 夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器
- (3) 水平方向の視野の範囲を測定する視野検査器又は視野の欠損状況を測定する視野検査器

## 第7 講習の受講手続等

### 1 講習の通知

更新時の高齢者講習における通知は、警察本部長が別に定めるところにより行うものとする。

### 2 講習の受講期間

#### (1) 更新時等

更新時高齢者講習は免許証の更新期間が満了する日前6月以内に、特定失効者等に対する講習は、免許申請書を提出する日前1年以内に受講させるものとする。ただし、認知機能検査の受検対象者にあつては、当該検査の受検後に講習を受講させるものとする。

#### (2) 臨時高齢者講習

臨時高齢者講習は、通知を受けた日の翌日から起算した期間(講習を受けないことについて政令第37条の6の5各号に掲げる理由がある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間)が通算して1月を超えることとなる日までの間に受講させるものとする。

なお、臨時高齢者講習の通知を受けた者が、やむを得ない理由がないにもかかわらず、当該期間内に講習を受講しないと認めるときは、法第104条の2の3第3項の規定によりその者の免許を取り消し、若しくはその効力を停止し、又は法第106条の2第2項の規定によりその者の仮免許を取り消すことができることとされていることから、運転免許課長は、速やかに交通部運転管理課長へ報告するものとする。

### 3 講習の受講手続

受講申請の受理は、講習の対象者から高齢者講習受講申請書(様式第1号)の提出を受け、講習手数料を徴収の上、行うものとする。この場合、講習手数料の取扱いは、岡山県警察関係手数料徴収条例(平成12年岡山県条例第72号)第3条第1項の規定により、岡山県収入証紙により徴収するものとする。

## 第 8 講習実施上の留意事項

### 1 講習日及び講習時間

#### (1) 講習日

講習日の設定に当たっては、高齢者の利便性に配慮するものとする。特に、臨時高齢者講習については、通知を受けた日の翌日から起算して 1 月を超えることとなる日までに受けなければならないことから、速やかな受講が可能となるよう配慮すること。

#### (2) 講習時間

講習時間は、2 時間(法第 71 条の 5 第 3 項に規定する普通自動車対応免許(以下「普通自動車対応免許」という。)以外の運転免許のみを受けている者及び政令第 34 条の 3 第 4 項又は第 37 条の 6 の 3 の基準に該当する者(以下「運転技能検査対象者」という。))に対する講習にあつては 1 時間)とする。

### 2 学級編成等

(1) 1 学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成すること。

(2) 運転適性検査器材による指導については、高齢者講習指導員 1 人で 5 人まで担当することができるものとする。

(3) 実車による指導については、高齢者講習指導員 1 人で 5 人まで担当することができるものとするが、受講者 1 人当たりの実車による指導の時間を少なくともおおむね 20 分間確保しなければならないものとする。

### 3 講習の方法

講習は、別表に基づき、受講者の運転実態等に即して重点を選定するなど、実質的効果の上がるような内容の講習指導案を作成して、次の事項に配慮して実施するものとする。

#### (1) 講義

講義は高齢者講習指導員が行うものとし、加齢に伴う身体機能の変化についての理解を深めさせるとともに、地域における交通事故実態、四輪車事故及び二輪車事故の特徴、改正が行われた道路交通法令及び高齢者の交通事故の特徴と防止策について、教本及び視聴覚教材等を活用して分かりやすく行うこと。

なお、規程第 6 条第 3 号及び第 4 号の要件をいずれも満たす者であれば、高齢者講習指導員以外の者が講義を行うこととしても差し支えないものとする。

#### (2) 運転適性検査器材による指導

動体視力検査器、夜間視力検査器及び視野検査器による検査を行い、検査結果に基づき、加齢に伴う身体機能の低下を自覚させるための指導を行うとともに、他の受講者が検査を行っている時間の有効活用にも努めること。

なお、各検査器材による検査については、高齢者講習指導員以外の者が従事しても差し支えないものとする。

### (3) 実車による指導

#### ア 実施対象

実車による指導は、普通自動車対応免許を保有する者であって、運転技能検査対象者以外のものに対して実施すること。

#### イ 実車による指導の場所

原則としてコースにおいて実施すること。ただし、コースにおいて実施することが困難な場合又は受講者の利便性を図るため高齢者講習を過疎地・辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合において、安全性の問題がないときは、道路又はその他適切な場所において行っても差し支えないものとする。

#### ウ 使用車両

(ア) 普通自動車を使用することとし、受講者の車両の持ち込みについては、身体の障害があることを理由に普通自動車対応免許に条件を付されている場合等のやむを得ない事情がある場合を除き、原則として行わないこととする。ただし、受講者からの申出があり、車両の持ち込みによる指導を行うことについて、他の受講者に支障がなく、かつ、安全性の問題がない場合には、車両の持ち込みを認めても差し支えないものとする。

なお、車両を持ち込んだ場合でも、手数料は変わらないことをあらかじめ知らせること。

(イ) 講習用車両には、「講習中」である旨を表示する標識を見やすい位置に掲示すること。

#### エ 実施方法

実車による指導は、以下について留意の上、ならし走行を含め、受講者1人当たり少なくともおおむね20分間行うこととし、ならし走行を除いた走行時間が10分間以上、走行距離が1,200メートル以上となるよう行うこと。

#### (ア) 課題

課題については、運転免許課長が別に定める要領に基づき、「指示速度による走行」、「一時停止」、「右折・左折」、「信号通過」及び「段差乗り上げ」を実施することとするが、コース等の実情に応じて順不同で実施しても差し支えないものとする。また、各課題は、同実施要領に記載されている判断基準に基づき、その履行状況を客観的に評価すること。

#### (イ) 事前説明

課題の実施前に、受講者に対し、その実施要領等に関する事前説明を分かりやすく行い、道路交通法令に従った通行の方法や適切な運転方法について理解させること。

#### (ウ) 安全指導

課題終了後の安全指導については、受講者ごとに個別に行うこととし、適切に履行できなかった課題について重点的に説明することはもとより、その他安全不確認や操作不適等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させること。

#### (エ) 順番待ちの時間を活用した映像教養等

順番待ち中の受講者に対しては、実施機関の実情に応じて、視聴覚教材を有効活用するなどして、加齢に伴う身体機能の低下や危険予測と回避方法等について理解させるための教養を確実に行うこと。

なお、実車による指導における順番待ちの時間に、運転適性検査器材による検査又は当該検査の結果に基づく指導を行うこととしても差し支えないものとする。

#### オ 実車の運転に支障がある場合

受講者の体調や降雪等の悪天候等により、実車による指導が困難な場合には、シミュレーターでの代替措置を講ずるなどし、できる限り受講者に運転操作の指導を行うことができるよう努めること。

#### (4) 指導に当たっての留意事項

受講者によって、認知機能や身体機能に個人差があることを踏まえ、個々の認知機能等に応じた丁寧で分かりやすい講習の実施に努めること。

### 4 受講者の確認及び終了証明書等

#### (1) 受講者の確認

受講に際しては、講習通知書、運転免許証等により受講者本人であることを確認すること。

#### (2) 高齢者講習終了証明書の交付

講習を終了した者に対しては、高齢者講習終了証明書(規則別記様式第22の10の7)を交付するとともに、運転免許証の有効期間の更新時等の講習を終了した者に対して高齢者講習終了証明書を交付する際には、更新申請書又は免許申請書に高齢者講習終了証明書を添付しなければならないことを教示するものとする。

なお、高齢者講習終了証明書の副本の作成は、必ずしも必要ではないが、受講者が高齢者講習終了証明書を亡失するなどした際に再交付できるようにしておくこと。

## 第9 講習計画等

### 1 講習計画

講習機関は、あらかじめ講習の実施方法、講習科目等の具体的な講習実施基準を定め、これに基づいて講習を行うものとする。

### 2 指導及び監督

運転免許課長は、講習の立会い、備付書類の点検等の方法により、随時講習機関に対する指導及び監督を行うものとする。

### 3 報告の徴収

運転免許課長は、講習機関の指導及び監督に当たって、必要な報告及び資料の提出を求めることができる。

## 第10 講習指導員の選任等

### 1 講習指導員の選任等

講習機関は、講習指導員を選任し、又は解任した場合は、高齢者講習指導員選任(解任)届出書(様式第2号)により運転免許課長を経由して公安委員会に届け出るものとする。

なお、選任の届出に当たっては、高齢者講習指導員選任(解任)届出書に講習指導員の要件を証する書類を添付するものとする。

### 2 名簿の作成

講習機関は、講習指導員の選任及び解任について、高齢者講習指導員名簿(様式第3号)により、明らかにしておくものとし、名簿は、講習機関において長期間保存するものとする。

### 3 講習指導員の研修

運転免許課長は、講習機関の講習指導員の技術及び知識の向上に資するため、講習機関の講習指導員に対する研修を行うことができるものとし、研修の通知を受けた講習機関は、対象となる講習指導員を受講させるものとする。

## 第11 講習の実施結果の報告

1 講習機関において講習を実施したときは、高齢者講習実施結果報告書(様式第4号)に、高齢者講習受講申請書を添付し、速やかに講習結果を運転免許課長を経由して公安委員会に報告するものとする。

2 報告内容は、講習を受けた者の氏名、生年月日、性別、免許証番号、講習場所、講習年月日その他公安委員会が必要と認めるものとする。

## 第12 その他

### 1 受講者への配慮

受講者は、一般に講習を受講することが不慣れであることを念頭に置き、講習中はもちろん、受付時から講習終了時まで、受講者の心情に配慮した対応に努めるものとする。特に、実車による指導や運転適性検査器材による指導の際には、受講者に試験類似の張り詰めた雰囲気を与え緊張させることのないよう配慮すること。

### 2 事故防止

#### (1) 事故防止

受講者の中には、身体機能や運転技能が低下している者もいることから、講習中の各種事故防止に万全を期すため、講習指導員に特段の配慮をさせるとともに、講習に係る事故に備え、対人等の保険に加入すること。

(2) 講習中における特異事案発生時の措置

講習機関は、講習中に交通事故及びその他の事故等、特異事案が発生したときは、運転免許課長に速報の上、書面により公安委員会に報告するものとする。

3 合同実施の際の留意事項

講習のうちの実車による指導については、法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査と合同で行うことができるものとする。

この場合、運転技能検査の対象者は、政令で定める一定の違反行為を行った者であることから、プライバシーの保護に留意すること。

第13 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

| 文書名                 | 保存所属  | 保存期間 |
|---------------------|-------|------|
| 高齢者講習受講申請書          | 運転免許課 | 5年   |
| 高齢者講習指導員選任(解任)届出書   | 運転免許課 | 長期   |
| 高齢者講習実施結果報告書        | 運転免許課 | 5年   |
| 高齢者講習中の特異事案報告に関する書類 | 運転免許課 | 5年   |